

事 務 連 絡

令和3年7月21日

各市町村教育委員会給与担当課長
各市町村立学校長
総務事務センター所長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

狭山環状有料道路の無料開放について（通知）

狭山環状有料道路が、令和3年7月27日（火）をもって料金徴収期間の満了を迎え、翌7月28日（水）より無料開放となります。

つきましては、通勤手当認定上、交通用具使用者で認定経路の変更が必要な職員がいる場合は、令和3年7月28日以降、速やかに認定の事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては市町村立学校への転送は不要です。

担当：教職員課
給与制度担当
TEL：048(830)6667

狭山環状有料道路の無料開放に伴う通勤手当の処理について

1. 概要

狭山環状有料道路（狭山大橋）の料金徴収期間が満了を迎え、令和3年7月28日（水）より無料開放されます。詳細は下記 URL を参照してください。

（埼玉県県政ニュース）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/news/page/news2021070101.html>

それに伴い、通勤手当認定上、交通用具使用者で認定経路の変更が必要な職員がいる場合は、速やかに認定の事務処理を行ってください。

2. 必要な事務処理

(1) 無料開放の周知と経路変更をした職員への届出の促進

当該道路が無料開放されたことを所属の職員へ周知し、経路を変更する職員がいた場合には通勤経路変更の届出を行うよう促し、認定を行ってください。

(2) 認定経路の修正

(1)での周知の結果、通勤経路の変更が無く届出を行わなかった職員についても、従前の認定経路と当該道路を使用した場合の最短経路を比較してください。当該道路を使用した経路の方が認定距離が短くなる場合には、職権で当該道路を使用した経路での認定を行ってください。

従前の経路の方が認定距離が短くなる場合には、対応は不要です。

3. 留意事項

処理を漏らすと誤支給につながる恐れがあるため、漏れの無いよう御対応願います。

4. 市町村立学校における通勤手当額の改定処理について

2(2)で本人の届出によらず、職権で認定を行う場合には、別紙1を参考に事務処理を行った上で、給与報告を行ってください。

疑義が生じた場合は、県費事務担当（電話 048-825-0010）へお問い合わせください。原則、質問票（※）によりお問い合わせください。

※ 令和2年3月17日付け教職第1274-2号参照

教職員課 給与制度担当

別紙1 事務処理例（通勤届裏面） （職員の届出によらず職権で認定する場合）

氏名	〇	〇	〇	〇
職員番号	×	×	×	×

確認及び決定欄										令和3年4月3日 受理					
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	定期券回数券その他別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月（毎月支給は省略）	備考						
	1				円 (箇月)	円	年 月 から								
	2				円 (箇月)	円	年 月 から								
	3				円 (箇月)	円	年 月 から								
	4				円 (箇月)	円	年 月 から								
自動車等の額（自動車等の使用距離 9.0 km）（加算額 550 円） 5,850 円															
普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円															
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき [55,000 + ()] × [箇月] = 円 (差額2分の1相当額(20,000円が限度) 円) 年 月 から															
新幹線鉄道等利用者	順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	定期券回数券その他別	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等認定の始期	支給月（毎月支給は省略）	備考						
	1				円 (箇月)	円	年 月 から								
	2				円 (箇月)	円	年 月 から								
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 円														
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき 20,000 × [箇月] = 円 年 月 から														
決定事項	条例第9条の5第1項 ☐ 該当 ☐ 規則第5条：歩行困難 ☐ 第1号：交通機関 ☐ 規則第8条の2（通勤所要回数 回） ☐ 第2号：自動車等使用 ☐ 規則第8条の2（通勤所要回数 回） ☐ 第3号：併用 ☐ 規則第8条の2（通勤所要回数 回） 規則第8条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 条例第9条の5第1項 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 条例第9条の5第3項該当：新幹線鉄道等利用（ ☐ ：往復 ☐ ：片道）										備考				
	学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規定										取扱者確認欄	埜	玉	川	口
運賃等改定にチェックを入れてください。															

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄									
☒ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和3年 7月 28日 適用									
☐ 支給単位期間変更									
普通交通機関等									
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月（毎月支給は省略）	取扱者確認欄	年 月 適用	加算額 円	55,000円を超えるとき 円
1		円 (箇月)	円	から					
2		円 (箇月)	円	から					
3		円 (箇月)	円	から					
4		円 (箇月)	円	から					
自動車等 (9.0 km) 5,300 円									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 5,300 円									
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき 年 月 から									
新幹線鉄道等									
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等認定の始期	支給月	取扱者確認欄	年 月 適用	加算額 円	55,000円を超えるとき 円
1		円 (箇月)	円	年 月 から					
2		円 (箇月)	円	年 月 から					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 55,000円を超えるとき 年 月 から									
☐ 返納 返納事由（規則第12条の2第1項）：									
対象普通交通機関等（新幹線鉄道等） 払戻金相当額（払戻金1/2相当額）の算出基礎 払戻金相当額（払戻金1/2）									
1			円	年 月 適用					55,000円を超えるとき 円
2			円	年 月 適用					円
3			円	年 月 適用					円
4			円	年 月 適用					円
令和3年 7月 28日 決定									
備考： 令和3年7月28日狭山環状有料道路の無料開放による改定									
取扱者確認欄	埜 玉 川 口								

備考欄に狭山環状有料道路の無料開放による改定である旨を記載してください。

「運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定」欄が不足している場合は、新たな通勤届の裏面により改定処理を行い、現在の通勤届に添付することで差し支えありません。